

(Y904B11)
平成24年7月26日

京都市立学校長 様

教 育 長
〔担当：生徒指導課〕
〔倉澤・山脇 TEL213-5622〕

いじめ問題への取組の徹底について

滋賀県の中学校において、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、当該生徒がいじめにあってきた事実が確認されました。

いじめは、子どもたちの心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、人権に関わる重大な課題であるとともに、人間形成の根幹にも関わるものとして、総力を挙げて取り組まなければなりません。

このたび、別紙「文部科学大臣談話」が発表されたところであり、各校におかれましては、これまでから、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組を学校全体として組織的に行っていただいているところですが、「いじめは、絶対に許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識の下、改めて、各校におけるいじめに関する取組を総点検し、下記及び別紙にも留意のうえ、全児童生徒を対象としたアンケート調査の実施をはじめ、取組の充実・徹底を図ってください。また、いじめの問題が生じた場合は、教育委員会（生徒指導課：担当指導主事）に速やかに報告し、家庭、地域及び関係機関との連携の下、適切に対処するようお願いいたします。

記

1 いじめを絶対に許さない学校づくり（未然防止・早期発見）

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底し、日頃から、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権、絆を大切に作る学級づくり・人間関係づくりを心掛ける。
- (2) いじめられている児童生徒は学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- (3) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下、早期発見に向け、既に通知している全児童生徒を対象とした「いじめ」の実態把握に関するアンケートを確実に実施するとともに、個別面談などの機会をとらえて一人一人の児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーの効果的な活用を図るなど、相談機能の一層の充実を図る。
- (4) いじめに関する電話相談窓口を児童生徒に周知する（次頁参照）。
- (5) 全教職員がいじめの問題の重大性を認識し、一致協力して取り組むよう、校内指導体制を確立するとともに、いじめに関する校内研修の実施や職員会議などで指導上の留意点を周知することなどを通して、教職員間の共通理解を図る。

2 いじめを把握した場合の対応（早期対応）

- (1) いじめを把握した場合、担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに管理職、生徒指導主任・主事（部長）、学年主任等に報告し、情報を共有のうえ、職員会議、いじめ対策委員会及び生徒指導委員会等で指導方針を検討・共通理解し、学校全体で組織的な対応を迅速に進める。
- (2) 保護者、教育委員会、必要に応じて関係機関に連絡・報告し、適切な連携を図る。
- (3) 当事者だけでなく、保護者や友人などからも情報を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- (4) 被害者に「絶対に守る」という学校的意思を伝え、心のケアを行うとともに、登下校時、休み時間、清掃時間などの安全確保を図る。
- (5) 加害者を個別に指導し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成し、加害者から被害者への謝罪を行う。
- (6) 再発防止に向け、学級、学年又は学校全体への指導を行う。
- (7) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続くことも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払う。

3 その他の留意事項

- (1) 長期休業期間中についても、できる限り児童生徒の動向の把握に努める。
- (2) 日頃から「見逃しのない観察」を徹底するとともに、長期休業期間明けは、児童生徒の小さな変化も見逃すことのないよう特に留意する。
- (3) いじめや生徒指導に関するこれまでの通知、生徒指導提要（文部科学省）、中学校においては「生徒指導部長の実践知（冊子）」の内容も踏まえ、取組の充実に努める。

<子どものいじめに関する電話相談窓口>

電話相談窓口	電話番号	相談できる日時
いじめ相談24時間ホットライン	075-351-7834 <small>さあこい なやみよ</small>	年中無休
いじめ問題サポートライン	075-213-3522	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休み)
こども専用ハートライン	075-213-1100	10:00～20:30 (土・日、第2・4水は16:30まで) (祝日・年末年始は休み)